

医政歯発 1223 第 1 号

令和 4 年 12 月 23 日

各歯科大学(歯学部)長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長

(公 印 省 略)

第 116 回歯科医師国家試験の実施における
新型コロナウイルス感染症対策について

第 116 回歯科医師国家試験の実施について、受験手続等を貴学(部)において取りまとめて行う場合は、「第 116 回歯科医師国家試験の実施について」(令和 4 年 10 月 3 日付け医政歯発 1003 第 1 号厚生労働省医政局歯科保健課長通知)により手続方お願いしておりますが、別途案内することとしておりました新型コロナウイルス感染症対策につきましては、下記の取扱いといたしますので、ご了知願います。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めない旨指導されたいこと。
- 2 濃厚接触者^{※1}については、以下の要件を全て満たしている場合には感染対策を講じた上で受験を認める旨指導されたいこと。
 - ア 初期スクリーニング(自治体等による PCR 等検査)^{※2}の結果、陰性であること^{※3}

イ 受験当日も無症状であること

ウ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

エ 終日、別室で受験すること

※1 濃厚接触者とは、保健所から直接あるいは間接的に特定された者を指す。

※2 自治体等の指示する検査に限る（自治体等が指示した場合に限り、受験者自身が入手した抗原定性検査キットによる検査を含む）。

※3 厚生労働省ホームページに掲載されている確認票を事前にダウンロードし、必要事項を記載のうえ、試験場に持参すること。なお、事前に確認票を準備できなかった場合には、当日試験場入り口にて確認票を必ず記載すること。また、自治体等から陰性証明書を交付されている場合は、併せて試験場に持参すること。

ただし、検査の結果が試験当日までに判明しない場合（初期スクリーニングが行われない場合を含む）又はその余裕がない場合、イ、ウを満たしたうえで試験場へ来場した者は、別室での受験を認める。

3 海外から日本に入国して受験する場合、受験者は防疫対策として要請される事項に基づき行動する必要があることから、余裕を持って入国するよう指導されたいこと。

4 試験場入口（原則施設外）にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、37.5度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5度以上あった場合は、抗原定性検査キットによる検査を実施。検査の結果が陽性となった場合は、受験を認めない。陰性となった場合は、別室で受験させる旨指導されたいこと。

5 試験当日に、以下のア～エのいずれかに該当していることを理由に、受験ができなかった受験者については、必要書類を確認のうえ、受験手数料を返還する旨指導されたいこと。

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の者

イ 濃厚接触者であり、2に掲げる要件を満たさない者

ウ 日本の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により試験場に行くことができず、受験を断念した者

エ 試験当日に実施した抗原定性検査キットによる検査の結果が陽性となった者

6 新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、今後、本取扱いを変更する場合には、厚生労働省ホームページに掲載するので、留意するよう指導されたいこと。

○新型コロナウイルス感染症対策に関する URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15202.html

7 受験者自身や関係者が試験場の周辺で参集することにより、密集状態が生じることのないよう、受験者への止むを得ない付き添いや送迎を除いては、そうした行為を自粛するよう指導されたいこと。

8 受験者のうちに新型コロナウイルス感染症と診断された者が生じた場合には、積極的疫学調査を目的とした保健所等関係機関の要請により、受験者の連絡先等の個人情報等を当該機関に提示することがある旨指導されたいこと。

9 試験当日、以下のア又はイに該当し別室で受験する者については、確認票の提出や抗原定性検査キットによる検査に時間を要すことから、説

明開始時刻、試験開始時刻及び試験終了時刻を予定より遅らせることがある。

ア 濃厚接触者

イ 試験場で検温し 37.5 度以上であり、抗原定性検査キットによる検査の結果が陰性であった者

以上